

青竹 美佳

高等司法研究科・准教授

【研究】

ドイツ・ハンブルクのマックスプランク外国私法・国際私法研究所にて、相続法・親族法に関するテーマでの共同研究を行った。主な研究活動は以下の通りである。①日本の2019年改正相続法の内容をGabriele Koziol教授Harald Baum教授と議論しながらドイツ語に翻訳し、研究所にて開催されたシンポジウムにて報告した。同報告の内容に、スイス相続法改正法案、オーストリア相続法改正と比較検討を加え、研究所の発行する法学雑誌に発表した。②日本の離婚法の問題点を分析し、英文の原稿をOsaka University Law Reviewにて発表した。③スイス相続法改正法案を邦訳し、日本の相続法改正との比較検討を加え、阪大法学に発表した。④日本の児童虐待防止に対する法律を英訳し、ポーランドの国際学会にて口頭発表した。

【教育】

在外研修中のため、当該年度には授業等の担当を免除していただきました。

【管理運営】

在外研修中のため、当該年度には授業等の担当を免除していただきました。

【社会貢献】

在外研修中のため、当該年度における社会貢献活動はありません。